

無許可製造)」とする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二第十七号中「第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）」を「第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造）」に改める。

○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）
(傍線部分は改正部分)

	附 則	改 正 案	現 行
第一条 削除	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、附則第六条の規定は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。	(経過措置) 第二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成二十一年法律第百三十六号）の規定の適用については、第三条第一項及び第四条の罪（第二条第四号に係る海賊行為に係るものに限る。）は同法第十三条第二項に規定する罪と、第三条第一項から第三項まで及び第四条の罪は同法別表に掲げる罪とみなす。